



Title	稗貫俊文教授の経歴と業績
Author(s)	中川, 寛子; Nakagawa, Hiroko; 中川, 晶比兒 他
Citation	北大法学論集, 60(6), 231-247
Issue Date	2010-03-31
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/42996
Type	departmental bulletin paper
File Information	HLR60-6_006.pdf



稗貫俊文教授の経歴と業績

中川 寛子
中川 晶比兒

稗貫俊文教授は、平成二二年三月三十一日をもって北海道大学大学院法学研究科を定年退職される。稗貫教授は、昭和四七年北海道大学法学部をご卒業後、北海道大学法学部助手、図書館情報大学（現筑波大学）助教授、金沢大学法学部助教授・教授を経て、平成三年より一九年間にわたり、北海道大学法学部・法学研究科に教授として勤務してこられた。

この間、法学部・法学研究科及び全学の各種委員を務められ、また法学部同窓会関係では特に大きな貢献をされてきた。

教育面では、学部においては、経済法、国際経済法、経済法演習など、法学研究科においては、経済法特殊講義、経済法、現代経済法Ⅰ、Ⅱなどを担当された。また、研究面にかかることでもあるが、平成一五年から一九年にかけては二一世紀ＣＯ

E「新世代知的財産法政策学の国際拠点形成」研究プロジェクトのサブリーダーとして、平成二〇年度からはグローバルＣＯ
E「多元分散型統御を目指す新世代法政策学」の競争法班リーダーとして、教育・研究の両面に貢献された。北大法学研究科で留学生を含む多くの大学院生を指導し、学界に送り出すかわらで、横田正俊賞の選考委員を平成一五年度から平成二〇年度まで務められ、経済法の若手研究者育成に広く日配りをしてこられた。これらの教育上のご活躍からも、稗貫教授が幅広く研究を進めてこられたことが見て取れる。

このほか、学会では日本経済法学会及び日本国際経済法学会で理事を務められ、公正取引委員会の各種研究会における座長なども数多く務められている。さらに、平成一九年から二〇年

にかけては、新司法試験の審査委員をも務められた。

そのお人柄はご誠実でおおらかな、まさに北海道の大地そのものであり、学生にも学会にもファンが多い。そして、学界の重鎮となられても積極的に先端的知識の吸収を怠ることなく、謙虚に学問を続けられるそのご姿勢には、研究者としても人間としても学ぶところが大きい。

さて、稗貫教授の研究関心は経済法全般にわたるものであり、ここで全てを紹介することは困難であるが、その概略を以下ご紹介させて頂きたい。

稗貫教授の研究業績は、知的財産法と経済法（特に独占禁止法。以下、「独禁法」という。）の交錯分野に関する研究において出色であり、日本の同分野における研究の先駆者であるとともに第一人者である。知的財産法と経済法との交錯分野に関する研究は、独禁法解釈において限られた局面の議論と誤解されがちであるが、この分野の研究が経済法全般の解釈論に発展しうることを、稗貫教授の研究業績は物語っている。近年、知的財産法と経済法は対立関係に立つのではなく、競争政策の一貫として協働関係に立つとする考え方が通説的地位を占めるようになったが、そのような変化は稗貫教授のご研究の成果による

ところが大きい。

知的財産権保護制度と独禁法との関係についての議論は、まずは独禁法の適用があるかどうかを決める独禁法二一条の解釈論において展開される。稗貫教授は、その研究の前半期においては、知的財産法と独占禁止法の保護法益の全面的比較考量を唱えておられたが、後に、知的財産権保護による競争創出効果をより一層重視され、今日の二一条論の通説となる「再構成された権利論」をとられるようになった。すなわち、独禁法二一条が「この法律の規定は、著作権法、特許法、実用新案法、意匠法又は商標法による権利の行使と認められる行為にはこれを適用しない」と規定しているところ、これは確認的適用除外規定であると解し、その判断を二段階に分けて行うものである。

二一条による適用除外の意義について、かつての学説の多くが二一条は創設的適用除外とする立場であったのに対し、稗貫教授は、独禁法二一条にもとづく適用除外が得られないほどに圧倒的に卓越した技術の創出は、同時に市場独占を形成するものとして独禁法適用との深刻な対立をもたらしているが、事例等に照らしても、そのようなことは滅多にないといってよく、かかる極限的な状況を過度に重視するあまり、多くの場合において知的財産権制度にもとづく競争創出効果を阻害することとな

るような二一条解釈は適切ではないとされる。

次に、「権利の行使と認められる行為」の二段階判断手法であるが、これは、公正取引委員会が定めた「特許ノウハウライセンス契約に関する独占禁止法上の指針」（平成二十一年）及び、その全面的改定版である「知的財産の利用に関する独占禁止法上の指針」（平成二十一年）においても理論的基礎とされている。すなわち、独禁法二一条の趣旨は、通常は①形式的に見て特許法等の「権利の行使と認められる」行為が独禁法違反行為を構成することはないこと、他方②形式的に特許法等の「権利の行使」と認められる行為であっても、実質的に判断して技術保護制度の趣旨を逸脱し又は制度目的に違背すると認められる場合は、当該行為には独禁法が適用されること、が確信的に述べられたものとされる。②については、権利行使に藉口した独禁法違反行為である場合や、市場の競争秩序に与える影響を勘案して個別具体的に判断して制度趣旨逸脱等と認められる場合、とされる。稗貫教授は当初、形式的に権利の行使と認められる行為を不正競争の排除に限定していたが、ライセンス契約上の制限も保護範囲を画定する限りにおいて権利者が不正競争となる範囲を確定することにはかならないとして、現在ではこれも権利の行使と認められる。近年では二一条の文言にこだわらずに

独禁法の適用を直裁に認める見解も有力化しているが、形式的に権利の行使と認められる行為を明確化された実務上の意義は大きい。

稗貫教授の二一条解釈論は、知的財産権保護制度を競争政策と真つ向から対立するものと捉えるのではなく、また他の排他権等と特に区別せず反競争効果と競争促進効果を行うべきとの全面的比較衡量型の考え方も異なる。すなわち、二一条の文言に即した解釈により、知的財産の正当な権利行使を保護することで研究開発インセンティブを維持すること、及びそれによる競争創出・促進効果を重視する。そして、問題の解決を独禁法ないし知的財産法のいずれかに全面的・一元的に依存させるのではなく、両者の保護法益が異質であることの自覚から解釈を出発させるべきであるとする。すなわち、知的財産権保護制度は、独禁法の存在とは直接的に関係ない、それ自体の内在的要請にもとづき一定の条件を満たす知的財産に対して期間を限定して保護を与えるものであること、また競争促進に資するとの目的は独禁法と同様であるとしても、両者の保護する競争は異質であり、独禁法が現存するリソースにもとづく「静的な競争」を保護するのに対し、知的財産権は投資インセンティブの付与により競争を創出・促進する「動的な競争」の奨励のため

のものであること、というそれぞれの法益への十分な配慮が、異なった制度それぞれの円滑な機能にとつて必要であるとする。こうした解釈は、それぞれの制度の特性に対する深い理解から導かれており、また、現実には知的財産権の利用が独禁法違反として問題となるような場面が極めて例外的であるとの冷静かつ的確な現実認識にもとづくものであり、それゆえに支持を受けるに至ったのであろう。

こうした稗貫教授の独禁法二一条論にはじまる解釈論は、独禁法全体の解釈論に応用可能な視点を与えるものであり、高く評価されている。独禁法が個々の事業者の営業（競争活動）の自由を基礎とし、競争という他者排除のプロセスへの積極的参加を奨励するものでありつつも、ときには不当な他者排除等として規制の対象となりうることを、市場支配力のみならず、排他権の濫用の観点からも説明可能とするものだからである。現に、不当な取引制限を中心とする共同行為、私的独占、不正取引、ひいては共同研究開発行為等においてみられるような各種の企業結合事例（ジョイント・ベンチャーを含む）等、稗貫教授の研究は独禁法全般にわたるものであり、そこで示された違法性判断基準の道具立て、例えば研究開発市場・技術市場・製品市場の区別や、私的独占該当行為の類型化は、現行の「知

的財産の利用に関する独占禁止法上の指針」を理解するうえで必ず参照すべき業績である。

稗貫教授が、知的財産権の「権利の行使」と認められるか否かの判断に際して前提としてあげられる三つの点についての議論は、独占禁止法全体の解釈論にとつても深い示唆を与えている。三つの前提とは、①有効な知的財産権であること、②単独の権利者によること、③保護範囲内の事業活動であること（「消尽理論」を含む）、である。これらに基づき、知的財産権保護制度に基づく個々の権利者の権利範囲を意識し、その範囲を超えた排他権行使である場合に独禁法違反となる疑いが生ずるものとして、違法性判断のひとつのきっかけとしつつ、さらに、独禁法上の競争促進効果と反競争効果との比較衡量をおこなうべきことを提唱される。このような考え方が最も特徴的に示されているのは、取引拒絶規制に関する論考である。取引拒絶は、それが直接である場合と間接である場合があり、権利者が単独である場合と複数の者が共同して拒絶する場合とに問題となりうるが、上記三つの前提の視点を貫くことにより、単独の取引拒絶が知的財産権の権利行使の範囲を超えて独禁法上も違法とされるべき理由、及び単独の取引拒絶と異なり共同の取引拒絶が厳しく規制される理由を明快に述べることができる。単独の

直接取引拒絶が独禁法上違法となるべき場面とは、上記三つの前提を充たしつつも実質的には独禁法上の違法な目的や不当な目的の実効性確保手段として用いられる場合と説明される。このような考え方は、知的財産権にとどまらず、単独の直接取引拒絶が違法となりうる場合の説明としても用いられている。また、共同取引拒絶行為については、個々の権利者が有する権利範囲を超え、他者の権利にただ乗りして過大な排他性を相互に付与するものであるから、他者排除プロセスである競争を奨励する独禁法においても許されない排除力を与えるものであると認められると同時に、知的財産権の観点からも権利者の権利範囲を逸脱した濫用相当行為であることが説明される。米国の解釈論で、市場支配力を有する共同取引拒絶に対し当然違法原則が適用されることとの関係からみても、説得力ある理論が展開されている。

さらに、権利者の権利範囲に着目する稗貫教授の考え方は、権利者が単独で取引相手に対して契約上制限を課す場合にも貫かれている。すなわち、いわゆる垂直的制限について、権利消尽理論を基礎として、一旦適法に販売（ライセンス）した相手方の次の相手方に対する地域制限や販売先制限などは、形式的に権利範囲を超えることから、独禁法上競争制限効果の如何が

問われることとなるとされる。但し、そうした形式的権利論で判断を終えてしまうのではなく、その上で通常の独占禁止法上の判断、すなわち反競争効果と競争促進効果との総合的検討に移行するのである。取引相手方に対する制限行為について、相手方の取引自由の制限という説明にとどまるのではなく、他方で垂直制限の競争促進効果を強調する経済学的立場が十分に説明しきれない、相手方への制約に対する非難の根拠をも説明する、一歩進んだ解釈論が展開されている。

先にも述べたように、商品・役務に知的財産権が付与されている場合には、研究開発段階から商品化まで、市場が多層的に形成されている。とりわけそれが顕著なのがプラットフォーム・ソフトウェア産業と規格標準化がなされる産業である。稗貫教授はこのような産業においては特許権の行使がかえって研究開発を阻害し、最終製品の安定的投入を遅らせるというアンチコモモンズ問題を回避するため、権利者同士が自助努力としてライセンス契約上の制限を課すことを、一定条件下で肯定的に評価される。このような視点は、いわばハードコアカルテルに対する非ハードコアカルテルが認識されてきたように、ライセンス契約当事者間でも競争促進的な取り決めがあるはずであり、それを適切な場合には認識すべきとの見解であり、昨今争

点となっている非係争条項の独禁法上の評価において有益な視座を与える。

その他にも、知的財産保護制度との関係を研究してこられたからこそ獲得されたと思われる知見として、世界市場の画定に関する意見がある。知的財産は国境を越えて取引されるが、稗貫教授は早くから国境を越えた一定の取引分野の画定について積極的な立場を示されてきた。近年では国際的市場分割カルテルにおいて、相互拘束要件の充足という観点から、日本企業が特定の海外市場に輸出しないという拘束を受けている海外市場も一定の取引分野に含めるべきとされている。その背景にあるのは、ハードコアカルテルにおいては拘束力ある合意が立証されれば競争の実質的制限が推認されるのだから、ハードコアカルテルにおける市場画定は競争制限効果を測定するためというよりも、合意の拘束力を論証するために行われる、との機能的な理解である。

また、不当販売行為についても同様に、深い洞察を行っておられる。知的財産は総費用に占める固定費用の割合が大きいという特色を持っている。近年では不当販売における原価割れ費用に関して、実際の算定を念頭に置いたテクニカルな解釈論の洗練が進んでいるが、知的財産に関わる販売においては費用基

準が困難な問題を提起する。他方で、原価の算定方法が洗練されるにつれ、適切な費用基準を下回ることだけから違法性を推定できるという確信が表明される傾向にあるが、そのような「推定」が日本法の文脈においてどのような現実的意味を持つのかは疑問がないではない。その意味では、稗貫教授が原価割れを違法要件の必須要件であるが決定的な違法判断基準ではないことを強調してこられたことは、今日においても示唆に富む。

近年では、知的財産法・独禁法の長年の研究を経て抱かれた根本的問題に取り組みべく東アジアにおける競争政策についての研究にも力を注いでおられる。稗貫教授が、平成二二年度以降、科学研究費補助金・基盤研究A、B等の大型プロジェクト（平成二二年度・基盤研究(B)1）「日韓経済法とその背景的文化の比較研究―アジア的競争原理の可能性の探究―」、平成一五年度・基盤研究(A)「構造調整に見る東アジア経済法基盤の転換―日韓経済法立法の比較制度研究を素材にして」、平成一八年度・基盤研究(A)「構造調整をふまえた東アジア経済法の新段階へ…共同体を先取りするモデル競争法の提言」。これらの成果の一部として、日本学術振興会・平成一九年度研究成果公開促進費を得て出版された、稗貫俊文編著「競争法の東アジア共同

市場」日本評論社(平成二〇年)がある。)を通じて取り組んでおられる、東アジアにおける競争法のご研究は、それを通じて日本の競争法・競争政策のあり方を根幹から問い直す先駆的な試みであり、競争法解釈の指針としても重要な示唆を与えるものである。

すなわち、世界中の競争当局・競争法研究者が注目する米国反トラスト法の法理・法適用は、極めて流動性の高い社会に支えられて成立しうるが、これを単純に日本に持ち込めば、社会基盤が著しく相違するがゆえに「競争が社会の不幸を招く」といった誤解、ひいては競争法適用に対する「不幸な逆流」すなわち自由な競争的社会への一步を妨げる反動が起きかねない。したがって、東アジアは、その一國たる日本を映す鏡にほかならないと捉え、東アジア地域社会・経済に適合的な競争法のあり方を模索することによって、より望ましい競争政策のあり方を検討するのである。

競争法に限らず、ある国や地域に適した法・法適用のあり方は、それが社会の歴史や価値観に深く根差したものであるがゆえに、一つの法分野にとどまらず法の歴史や思想史にも関連する。社会の発展に応じて法のあり方は異なるというのが今日の比較法研究においては共有された認識になっているが、法に影

響を与える要因は文化や制度を含め極めて多様であるため、この問題は広く深く、正面から取り組むのは容易ではない。競争法においては何よりも国際的なハーモナイゼーションが所与の前提として語られてきたきらいがあるが、競争法のプレゼンスが高まりつつある今日、日本の競争法研究者としてはおそらく避けて通れない重要課題であり、そこへ踏み込まれ、しかも東アジアという法文化圏を特定された稗貫教授の先駆的試みは、今日的にはもちろん将来的にも新たな研究分野の礎として高く評価されることであろう。現に、欧米の経済法研究においては「自明の前提として問うこともない事柄が東アジアでは問題となる」との稗貫教授の述懐は、近代法体系を支える前提に対する問題認識から研究を開始しなければならない、という重要な示唆を既に与えている。例えば、競争法及び競争当局の存在という外観から研究資料としての判審決や論文の豊富さを推測することはできないこと、裁判制度の機能如何や法曹及び専門家の集団の存在が不十分な場合もしばしばであることの指摘は、我々が従来用いてきた法律学的研究方法それ自体から見直さなければならぬことを示しており、安易な制度紹介型の議論とは大きく一線を画する。これまでに、韓国、中国、台湾、香港等々東アジア諸国・地域における知的財産法と競争法の制度に

ついて、一つ一つ丁寧に、各国研究者との対話の繰り返しを通じて洗い出し比較してこられた。そこで築かれた人的ネットワークは、今後この分野に参入する若手研究者にとって、またとない貴重な財産となろう。

その作業はまだはじまったばかり、と稗貫教授が謙遜されるように、取り組むべき課題は広く深く、そして壮大なものかもしれない。しかし、還暦を過ぎておられることなど露ほども感じさせず、「東アジアの研究はこれからだ!」と熱く語られる稗貫教授の「大志」に感ずるとともに、あらためて尊敬の念を深くする。本研究科を退職された後もご健康に留意され、教育・研究活動の益々のご発展とご活躍とを心から祈念してやまない。

【稗貫俊文教授の経歴】

- 一九四六(昭和二二)年七月 北海道札幌市に生まれる
- 一九七二(昭和四七)年三月 北海道大学法学部卒業
- 一九七五(昭和五〇)年四月 北海道大学大学院法学研究科博士前期課程修了(法学修士)
- 一九七八(昭和五三)年三月 北海道大学大学院法学研究科博士後期課程単位取得退学

- 一九八一(昭和五六)年九月 法学博士(北海道大学)
- 一九七八(昭和五三)年三月 北海道大学法学部助手
- 一九八一(昭和五六)年四月 図書館情報大学 助教
- 一九八六(昭和六一)年四月 金沢大学法学部 助教
- 一九八七(昭和六二)年九月 金沢大学法学部 教授
- 一九九一(平成三)年四月 北海道大学法学部 教授
- 二〇〇〇(平成一二)年四月 北海道大学大学院法学研究科教授

【所属学会】

- 経済法学会 一九九六(平成八)年より理事
- 日本国際経済法学会 二〇〇〇(平成一二)年より理事
- 日本公法学会
- 日本工業所有権法学会

【主たる社会貢献等】

- 公正取引委員会「独占禁止法国際問題研究会」委員
- 一九七一(昭和四六)年四月―一九九七(平成九)年三月 公正取引委員会「技術取引等研究会」委員
- 一九八六(昭和六一)年一月―一九九〇(平成二)年六月

財団法人ソフトウェア情報センター「情報財流通に関する競争政策研究会」IT時代の知的財産権と競争政策分科会」委員

二〇〇〇（平成一二）年九月―二〇〇一（平成一三）年三月
公正取引委員会「技術標準と競争政策に関する研究会」座長

二〇〇一（平成一三）年四月―七月
公正取引委員会「ソフトウェアと競争政策に関する研究会」座長

二〇〇一（平成一三）年八月―二〇〇二（平成一四）年三月
公正取引委員会「新しい分野における特許と競争政策に関する研究会」座長

二〇〇二（平成一四）年三月―六月
新司法試験審査委員（経済法）

二〇〇七（平成一九）年―二〇〇八（平成二〇）年

【稗貫俊文教授の業績】

I 著書

一 現代行政法大全集二五 文化・学術法〔権名慎太郎教授と共著〕（ぎょうせい、一九八六〔昭和六一〕年）

二 論争独占禁止法 独禁法主要論点の批判的検討と反批判
〔丹宗昭信教授、来生新教授、高山武道教授、向田直範教授、和田健夫教授と共著〕（風行社、一九九四〔平成六〕年）

三 知的財産権と独占禁止法（有斐閣、一九九四〔平成六〕年）

四 競争法と消費者法の基礎理論——独占禁止法・知的財産権法・消費者保護法——〔来生新教授、鈴木加人教授、向田直範教授と共著〕（嵯峨野書院、一九九六〔平成八〕年）

五 経済法 独占禁止法と競争政策〔岸井太郎教授・向田直範教授・和田健夫教授・内田耕作教授と共著〕（有斐閣、初版一九九六〔平成八〕年、第二版一九九八〔平成一〇〕年、第三版二〇〇〇〔平成一二〕年、第三版補訂二〇〇一〔平成一三〕年、第四版二〇〇三〔平成一五〕年、第五版二〇〇六〔平成一八〕年、第五版補訂二〇〇八〔平成二〇〕年）

六 市場・知的財産・競争法（有斐閣、二〇〇七〔平成一九〕年）

II 編著書

一 教材・解説独占禁止法〔実方謙二教授、厚谷襄児教授、向田直範教授、和田健夫教授と共編〕（弘文堂、初版一九九六〔平成八〕年、第二版二〇〇一〔平成一三〕年）

二 条解独占禁止法〔厚谷襄児教授、糸田省吾氏、向田直範教授、和田健夫教授と共編〕（弘文堂、一九九七〔平成九年〕）

三 独禁法審決・判例百選（第六版）〔厚谷襄児教授と共編〕

五五号）

（有斐閣、二〇〇二（平成一四）年）

米国における特許制度と反トラスト政策（三）終（公正取引

四 競争法の現代的諸相（上）（下）厚谷襄児先生古稀記

三五八号）

（念論集（信山社、二〇〇五（平成一七）年）

五 競争法の東アジア共同市場（日本評論社、二〇〇八（平

一九八二年（昭和五七年）

成二〇）年）

特許ライセンス契約とその制限条項に対する反トラスト法規

制の諸問題（今村成和教授退官記念『公法と経済法の諸問題

（下）』〔有斐閣〕所収）

III 論文

一九七六年（昭和五一年）

美容品類の継続的販売契約において同業他店の商品を取り扱

価格拘束特許実施許諾契約と反トラスト法（北大法学論集二

われないこととした条件が独禁法二条九項四号に該当しないと

七卷一号）

された事例（特許管理三二卷三号）

一九七八年（昭和五三年）

米国における特許ライセンス契約上の使用分野制限と反トラ

中部読売新聞の不当廉売事件に対する同意審決（経済法二二

号）

号）

再販価格維持・専売制・テリトリー規制の比較法的検討

（上）〔実方謙二教授・和田健夫教授との共著〕（北大法学論

一九八〇年（昭和五五年）

集三三卷二二号）

米国における特許制度と反トラスト政策（二）（公正取引三

一九八三年（昭和五八年）

五二号）

再販売価格維持・専売制・テリトリー規制の比較法的検討

米国における特許制度と反トラスト政策（二）（公正取引三

再販売価格維持・専売制・テリトリー規制の比較法的検討

(中)〔実方謙二教授・和田健夫教授との共著〕(北大法学論集三三卷五号)

国際的合併契約(丹宗昭信・厚谷襄児編『独占禁止法の基礎

〔新版〕(青林書院)所収

業務提携と競争秩序(舟田正之教授と共著)(ジュリスト七八九号)

判決紹介

McLain v. Real Estate Bd. of New Orleans, 444

U.S. 232 (1980)——州内の不動産業者間の手数料レート決

定の共謀とシャーマン法の管轄要件としての「州際通商」該

当性(アメリカ法一九八二—二二号)

国際取引と独占禁止法上の「一定の取引分野」の画定——特定

企業の市場支配力の測定方法についての一考察——(図書館情

報大学研究報告二卷二—二二号)

工業所有権と独占禁止法——独占禁止法二三条の解釈につい

て(特許管理三三卷一一号)

特許ライセンス契約上の諸制限に対する反トラスト法規制の

方法の検討(一)——判例の分析を中心にして——(北大法

学論集三四卷二—二二号)

一九八四年(昭和五九年)

「製造設備の新增設を行う事業者に対する間接的取引拒絶」
「小売業者団体によるメーカー、卸売業者の取引先の制限」
〔「独占法審決・判例百選(第三版)」(有斐閣)所収〕

「不況対策と競争政策」昭和五八年度シンポジウムの記録(経

済法学会年報五号「通卷二七号」所収)

国際的技術導入契約と独占禁止法——「国際的技術導入契約

に関する認定基準」の検討(経済法学会年報五号「通卷二七

号」所収)

一九八五年(昭和六〇年)

独占法四八条に基づく勧告審決の名宛人以外の第三者が提起

した当該審決の取消しを求める訴えが却下された事例(特許

管理三五卷二—二二号)

一般指定一「(排他条件付取引)(今村成和ほか編『注解経

済法(上)』(青林書院)所収)

映画興行館の競争の実質的制限(『マスコミ判例百選(第二

版)』(有斐閣)所収)

技術情報の取引と独占禁止法(公正取引四一—八号)

特許ライセンス契約上の諸制限に対する反トラスト法規制の

方法の検討(二)——判例の分析を中心にして——(北大法

学論集三四卷二—二二号)

学論集三六卷三号)

無効審判請求の除外期間(『特許判例百選(第二版)』(有斐閣)所収)

一九八七年(昭和六二年)

情報の集中・提供と競争秩序——その予備的な考察(金沢法学二九卷一・二号)

適用除外行為と不公正な取引方法(経済法学会編『独占禁止法講座VI 不公正な取引方法(下)』(商事法務)所収)

一九八八年(昭和六三年)

競争秩序維持と知的所有権保護の均衡(特許研究五号) 論文紹介 Symposium: Antitrust Issues in Amateur Sports, 61 Ind. L.J. 184 (1985) (アメリカ法一九八八—一号)

米国政府における知的所有権と反トラスト政策(公正取引四五三号)

知的所有権の市場における機能——技術取引等研究会に参加して——(公正取引四五五号)

一九八九年(平成元年)

独禁法二三条再論——不正競争と公正かつ自由な競争(金沢法学三一巻二号)

最近の知的財産権の動向と独占禁止法——米国司法省の新ガイドラインを素材に——(公正取引四六三号)

平成元年度経済法学会シンポジウムの記録——「知的財産権と独占禁止法」をめぐる——(公正取引四七〇号)

一九九〇年(平成二年)

知的財産権と独占禁止法——独禁法二三条論の展開(ジュリスト九五一号)

「知的財産権と独占禁止法」平成元年度シンポジウムの記録(経済法学会年報一一号「通巻二三号」所収)

知的財産権と私的独占(北大法学論集四〇巻五・六上号) 情報をめぐる競争と法(『現代経済法講座九 通信・放送・情報と法』(三省堂)所収)

一九九一年(平成三年)

「専売制による公正競争阻害性」「農協による牛乳の全量納入の強制」(『独禁法審決・判例百選(第四版)』(有斐閣)所収)

一九九二年（平成四年）

卸売業者による小売業者の安売り広告の禁止（平成三年度重要判例解説）

一九九三年（平成五年）

共同研究開発と独占禁止法——新しいタイプの共同行為への対応——（公正取引五一三号）

知的財産権と不当な取引制限——事例の分析（正田彬教授還暦記念『国際化時代の独占禁止法の課題』（日本評論社）所収）

一九九五年（平成七年）

米国司法省の知的財産権ガイドライン案と反トラスト法（上）（公正取引五三三二号）

米国司法省の知的財産権ガイドライン案と反トラスト法（下）（公正取引五三三三号）

著作物の再販売価格維持行為適用除外の意義の再検討（公正取引五四〇号）

一九九七年（平成九年）

「事業者の範囲（二）——事業主体である国の事業者性」「医

療用食品の検査機関と最大手事業者との通謀による排除及び

支配」『独禁法審決・判例百選（第五版）』（有斐閣）所収

「二条一項」～「二条四項」、「二条九項」、「二〇条一項・二項」、「二三条」（編著書一所収）

WTOと独占禁止政策の国際化（貿易と関税四五卷六号）

テクノロジーの発展と競争政策の課題（公正取引五六一—号）東アジア文化と近代法（六）——日本と韓国の比較研究を通じて——はしがき（北大法学論集四八巻二号）

並行輸入の国際経済法的規制——国際競争法の観点から——（日本国際経済法学会年報六号）

一九九八年（平成一〇年）

特許プールと私的独占（平成九年度重要判例解説）

一九九九年（平成一一年）

著書紹介「自由」と「平等」の対話を求めて——自由競争の「双子の修辞」の歴史的相克——Rudolph J.R. Peritz, Competition Policy in America, 1888-1992（アメリカ法一九九八—二一）

戦後の対日直接投資の規制と競争政策——残存する官民協調

とその法意識への影響——(社會科學研究五〇卷四号)

独占禁止法違反事件処理の手續(正田彬・実方謙二編)『独占禁止法を学ぶ(第四版)』(有斐閣) 所収

ハイテク産業の収獲通増と反トラスト政策——マイクロソフトと「正のフィードバック」論(田村善之編)『情報・秩序・ネットワーク』(北海道大学図書刊行会) 所収

技術革新・技術取引と独占禁止法・総論(日本経済法学会年報二〇号)〔通号四二号〕 所収

技術取引に関する独占禁止法上の新指針の検討——独禁法二三条論を中心に——(公正取引五八八号)

学界回顧 経済法(向田直範教授、和田健夫教授、中川寛子助教授と共著)(法時七一巻二三号)

二〇〇〇年(平成一二二年)

平成二一年度独禁法審決・判決研究(下)(NBL六九三号)

二〇〇一年(平成一三三年)

知的財産権と競争政策 ビジネスモデル特許と遺伝子関連特許を素材にして(公正取引六〇六号)

情報社会と競争政策 接続系インプットの標準化と提供拒絶

(法律時報七三巻八号)

学界回顧 経済法(向田直範教授、和田健夫教授、中川寛子助教授と共著)(法時七三巻二三号)

二〇〇二年(平成一四年)

「実質的に同一の日刊紙の地域的差別対価」「ゲームソフトの再販売価格の拘束・転売と中古ソフトの取扱いの禁止」(編著書三所収)

欧州におけるコンピュータ・プログラム保護と競争政策(公正取引六一九号)

ソフトウェア商品の抱き合わせに対する当然違法の法理の適用の妥当性——米国マイクロソフト事件控訴審判決を素材にして——(小野昌延先生古稀記念「知的財産法の系譜」(青林書院) 所収)

知的財産権に関する独占禁止法違反の手續(丹宗曉信・岸井大太郎編)『独占禁止法』(有斐閣) 所収

知的財産権と市場支配力——高額ロイヤリティ設定・ライセンス拒絶・競争の実質的制限——(日本経済法学会編)『経済法講座一 経済法の理論と展開』(三省堂) 所収

序——シンポジウム覚書 ソフトウェアの保護と競争政

策、情報公序論の交錯（北大法学論集五三卷四号）

二〇〇三年（平成一五年）

提言 不公正な取引方法の規制の改革にむけて——市場画定の必要性——（公正取引六三二号）

日韓両国の独占行為規制の有効性の比較と東アジアの競争原理——民営化・知的財産・中小企業——（北大法学論集五四卷五号）

東アジア文化と近代法（一四） はしがき（北大法学論集五四卷五号）

東アジアにおける知的財産権の保護——日本における知的財産権の保護の最近の動向を中心に——（北大法学論集五四卷五号）

二〇〇四年（平成一六年）

日本の医薬品産業と研究開発——競争政策の観点から——（知的財産法政策学研究一卷）

国際経済法研究的新段階——東亞自由貿易協定興東亞經濟的構造調整——（台湾国際法季刊第一卷二期）

東亜智慧財産権之保路（李瑜青編『上海大学法学評論・法律

文化問題研究』（上海大学出版社）所収）

知的財産権と独占禁止法（金井貴嗣ほか編『独占禁止法』（弘文堂）所収）

知的財産権に関する競争政策の新しい動向について（公正取引六四九号）

二〇〇五年（平成一七年）

独占禁止法の「競争の実質的な制限」に関する体系的理解の再編成について（岸井大太郎・鳥居昭夫編『公益事業の規制改革と競争政策』（法政大学現代法研究所）所収）

共同出資会社に対する不当な取引制限の「共同遂行」の意義（編著書四（上）所収）

東アジアの知的財産権について——その理念・現状・戦略——（知的財産法政策学研究七号）

日本之生物科学技術産業興競争政策（精華科学法律興政策論叢七号）

平成一六年度独禁法審決・判例研究（上）（NBL八一八号）

日本のバイオテクノロジー産業と競争政策——リサーチツール

特許のライセンス問題——（知的財産法政策学研究九卷）

教科書規格の制限（『メディア判例百選』（有斐閣）所収）

二〇〇六年（平成一八年）

日本の独占禁法の実体規定の構造的な特徴について（金沢法学
四八巻二号）

知的財産権と独占禁止法（金井貴嗣ほか編『独占禁止法（第
二版）』（弘文堂）所収）

二〇〇七年（平成一九年）

私的独占の総括的検討（日本経済法学会年報二八「通巻五〇」
号）

競争影響分析の横断的記述とセーフハーバー——「知的財産の
利用に関する独占禁止法上の指針」の検討——（公正取引六八
四号）

二〇〇八年（平成二〇年）

「特許権の密林」と独占者の自由（田村善之編『新世代知的
財産法政策学の創成』（有斐閣）所収）

「序論・解題」「東アジア経済統合の展望とその法的諸問題

——FTAのための日韓の政治・行政システムの課題」「東
アジア自由貿易協定（FTA）と東アジア経済の構造調整

——私たちの経済法研究の新段階」「日本経済のカルテル・

談合体質の分析——所得の再分配をめぐる新しい東アジア法
文化の形成を目指して」等（編著書五所収）

知的財産権と独占禁止法（金井貴嗣ほか編『独占禁止法（第
二版補正版）』（弘文堂）所収）

最近の最高裁・高裁判決の総括的な検討——郵便番号読取区分
機・土木工事・野菜種子・特許インクタンク——（公正取引六
九四号）

音楽CD還流防止措置導入と競争政策との調整（日本国際経
済法学会年報一七号）

二〇〇九年（平成二一年）

マイクロソフトNAP条項事件審決（公正取引委員会平成二
〇・九・一六審決）の検討（NBL九一一号）

「序・問題解決法の多元分散化とそれを制御するための正統
性を求めて」「日本の公正取引委員会の審判手続の改正の問
題点について——審判における予断を排除する機能の後退——」

（新世代法政策学研究三号）

第二条⑥〔定義—不当な取引制限〕（根岸哲編『注釈独占禁
止法』（有斐閣）所収）

IV 論説その他

一 翻訳

W・フイケンチャー著、丹宗昭信監訳 『競争と産業上の権利保護——西ドイツ競争制限禁止法の工業所有権法・不正競争防止法との関係についての考察——』第六章（六法出版社、一九八〇年）

四 その他

二〇〇二年
山根裕子著 『知的財産権のグローバル化——医薬品アクセスとTRIPS協定』（公正取引六九五号、二〇〇八年）

二 座談会

最近の独占禁止法違反事件をめぐって（公正取引五八四号、五九六号、六〇八号、六二〇号、六三二号、六四四号、六五六号、六六八号、六八〇号、六九二号、七〇四号、一九九九—二〇〇九年）

知的所有権 米の保護強化策は逆効果（日本経済新聞一九八八年九月九日朝刊）
実方謙二教授の経歴と業績（北大法学論集四六卷六号、一九九六年）
新種のトリが日本の空を飛んでいる（公正取引五五八号、一九九七年）
厚谷襄児教授の経歴と業績（北大法学論集四八卷六号、一九九八年）

三 書評

小原喜雄 『国際的技術移転と法規制——特許法と競争法のインタフェイス』（日本国際経済法学会年報四号、一九九五年）
丹宗暁信著 『経済法』（法学教室一九七号、一九九七年）
丹宗暁信・伊従寛著 『経済法総論』（法学教室二三四号、二〇〇〇年）
中山武憲著 『韓国独占禁止法の研究』（公正取引六一七号、